参考資料

個別法における機関等の共同設置に関する規定

○介護保険法(平成9年法律第123号)

(介護認定審査会)

第十四条 第三十八条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会(以下 「認定審査会」という。)を置く

(共同設置の支援)

- 第十六条 都道府県は、<u>認定審査会について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村</u>の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。
- 2 都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

〇地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(人事委員会又は公平委員会の設置)

- 第七条 都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定 都市は、条例で人事委員会を置くものとする。
- 2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)十五万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。
- 3 人口十五万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。
- 4 <u>公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き</u>、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

C障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(市町村審査会)

第十五条 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会(以下「市町村審査会」という。)を置く。

(共同設置の支援)

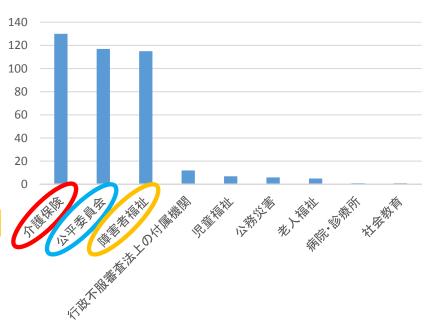
- 第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。
- 2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(市町村の教育行政の体制の整備及び充実)

- 第五十五条の二 <u>市町村は、</u>近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、<u>地方自治法</u> 第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教 育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。
- 2 文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

事務の種類別 機関等の共同設置の状況



共同処理のメルクマールと共同処理の活用が考えられる部門 (H22当時※の整理)

※連携協約制定前の議論

	事務内容が定型的でない	事務内容の定型性が大きい							
事務の処理	□ 予算の編成 □ 企画全般 □ 産業振興 □ 広報 □ 国保・介護保険(保険料設定) □ 教育委員会事務局(生涯学習) □ 観光振興 □ 各種計画の策定 □ 自然保護・環境行政 □ 防災、交通 □ 共同処理に適した部分を抽出	□ 税務(全般、特に滞納整理、 固定資産評価) 電算システム 会計管理・出納 □ 選挙管理委員会事務局 □ 生活保護 □ 国保・介護保険(事務) □ 農業委員会事務局 □ 土木(設計・積算・検査)(維持管理) ○ 入札・契約、物品調達 □ 庁舎管理、公園管理、公営住宅 □ 国土調査(地籍調査) ○ 各種調査・統計 ○ 各種調査・統計 ○ 教育委員会事務局(学校教育、文化財) □ 都道府県からの移譲事務(開発許可、 特養ホーム指導監督等)							
対人 サービス	□ 福祉サービス □ 各種申請の窓口・相談	 □ 消費生活センター □ 保険(相談・健診・健康指導等) □ 地域包括センター □ 小学校・中学校 □ 保育所 □ 配偶者暴力相談センター □ 窓口事務 □ 学童保育 							

共同処理の対象事務には、次のような特徴が見られるものが多い。

- ・事務が定型的で裁量の余地 が小さいもの
- ・規模の拡大による効率化が可能なもの
- 専門性が高いもの、一定の規模があることが望ましいもの
- ・ 広域的に実施することが施策 目的の達成に有効だと考えら れるもの

従来共同処理があまり活用されなかった部門についても、圏域全体において最適な執行体制を追求していく中で、共同処理について検討を行い、共同処理を行うべきものについては、事務の性質や状況に応じて、多様な制度の中から最適な手法を選択していくことが重要である。

連携協約について(1)

連携協約概要

連携協約とは

- ・「地方公共団体が、他の地方公共団体と<u>連携して事務を処理</u>するに当たっての<u>基本的な方針</u>及び<u>役割分担</u>を定める協約」(地方自治法第252条の2)
- ・ 平成26年の地方自治法改正により導入

連携協約の特徴

- ・ 柔軟性と安定性に優れた、国家間の条約のような新たな広域連携の仕組み
- ・ 単独の地方公共団体の活性化に加えて、近隣市町村との有機的な連携による活性化が可能
- ・ 単独であらゆる公共施設を維持・整備し全ての行政サービスを提供するという「フルセットの行政」からの 脱却が可能

連携協約の活用例

- ・ 連携中枢都市圏などの都市圏形成
- ・ 条件不利地域における都道府県と市町村との連携
- ・ 三大都市圏での水平的連携
- ・ その他地域の実情に応じた地方公共団体間(都道府県間、市町村間等)の連携

連携協約について②

ポイント①

政策面での役割分担等についても自由に盛り込むことが可能

- ・ 従来の広域連携は、主に事務を共同で処理するための枠組み(例:ごみ処理等を一部事務組合により、 公平委員会の事務や住民票の写しの交付等を事務の委託により実施する等)。
- → 連携協約においては、政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能(例:図書館はA市で 音楽ホールはB市で整備するなどの公共施設整備を役割分担。圏域全体のまちづくりの方向性。)。
- → 政策の共有を実現することができる。

ポイント②

別組織を作らない、より簡素で効率的な仕組みとすることが可能

- 一部事務組合や広域連合は、構成団体とは別の地方公共団体が事業を実施。
 - → 連携協約においては、連携協約を締結した地方公共団体がそれぞれ役割を果たすために必要な措置を実施。必要に応じて、事務の委託や代替執行等を実施。

ポイント③

バイ(1対1)で連携協約を締結

- 複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同して協約を結ぶのではなく、それぞれバイ(1対1)で連携協約を締結(合同行為でなく双務契約)。
 - → バイの連携協約が積み重なることによって、圏域そのものや圏域の政策が顕在化。レイヤー(重層的) 構造。
 - → 複数の事業を行うにあたり、事業ごとに異なる自治体の組み合わせとすることが可能。

連携協約について③

ポイント④

地方公共団体間の安定的な連携

- 締結する際の協議について議会の議決が必要。
 - → 首長間だけでなく団体間の意思として安定的に連携。
- 連携協約を締結した地方公共団体は、連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置 を執るようにしなければならない。
 - → 企業等も安心して事業に参加可能。

ポイント⑤

紛争解決の手続きがあらかじめビルトイン

- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる。
- ・ 処理方策の提示を受けたときは、当事者である地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようにしなければならない。
 - → 調停とは異なり、当事者間の受諾が不要。

連携中枢都市圏が推進する具体的取組 (連携中枢都市圏構想推進要綱 抜粋) ①



(連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日(総行市第200号)制定、平成27年1月28日(総行市第4号)一部改正、平成28年4月1日(総行市第31号)一部改正)

「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」については、極力広範囲 に取り組む必要がある。

圏域全体の経済成長のけん引

- a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、 国の成長戦略実施のための体制整備
- ・圏域の経済戦略の策定やフォローアップのための圏域内の企業、 大学、研究機関、金融機関、地方公共団体等の産学金官民が 一体となった協議会の立ち上げ
- ・経済戦略の策定やフォローアップに必要な調査・検証
- ・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、 M&Aの方向性の提示
- 戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に必要な人材像の把握
- ・圏域内として目指すべきイノベーションの方向性の確定 等
- b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、 地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
- ・圏域内の事業者に向けた異分野異業種交流
- ・新素材・新技術に関する講座の開設、起業に向けたセミナー開催
- 新技術・新製品開発のための中小企業支援
- ・イノベーション実現や事業化に向けた産学金官の共同研究・受託研究の推進
- ・大学発ベンチャーへの支援
- 大学における長期インターンシップの推進や産学が 連携した大学の教育課程の編成
- ・専門的知見を有する企業・大学間コーディネーターの育成
- ・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M&Aの促進支援
- ・戦略産業の育成に向け、地域の中堅企業等を中核とする 広域的なプロジェクト創出に向けた検討 等

- c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
- ・地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進
- ・六次産業化に向けた設備投資の支援
- ・地域ブランド育成のための試作やPRの支援
- ・専門家の紹介・派遣
- ・売上げ動向等のデータ把握と商品開発への反映 等

戦略的な観光施策

- ・圏域内観光の受皿整備のための基本構想・計画の策定
- ・圏域全体の観光資源(自然・文化・産業遺産等)を 対象としたプロモーションやファムツアーの実施
- ・外国人観光客の誘致活動
- ・圏域外の観光客を見込んだ大規模イベントの開催
- 経済波及効果・情報発信力の高い国際会議等の誘致と 圏域内関連ビジネスとのマッチングの促進 等

連携中枢都市圏が推進する具体的取組 (連携中枢都市圏構想推進要綱 抜粋) ②



高次の都市機能の集積・強化

- 高度な医療サービスの提供
- ・圏域内の重篤な救急患者に対する三次救急医療
- ・ハイリスクの妊娠・出産に対する母子周産期医療
- ・先進的がん医療など高度な医療サービス提供に向けた設備整備の支援
- ・これらの医療にかかる人材育成・確保 等
- 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
- ・圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定
- ・圏域内の大学や公園等の整備に向けた調査や構想の策定
- ・圏域の中心部と空港との間の直結線の整備に向けた検討 等

c 高等教育・研究開発の環境整備

- ・大学・専門学校等における圏域内での高度専門的な 研究開発人材の育成
- ・圏域内の企業等のニーズに応じた人材育成
- ・大学への寄附講座開設や生活環境支援を通じた グローバル人材の招へい
- ・将来の圏域を担うリーダー育成や雇用の創出に取り組む 高等教育機関への支援 等

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

A 生活機能の強化に係る政策分野

- a 地域医療
- b 介護
- c 福祉
- d 教育・文化・スポーツ
- e 土地利用
- f 地域振興
- g 災害対策
- h 環境

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- a 地域公共交通
- b ICTインフラ整備
- c 道路等の交通インフラの整備・維持
- d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交流・移住促進
- f aからeまでに掲げるもののほか、結びつきや ネットワークの強化に係る連携

C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- a 人材の育成
- b 外部からの行政及び民間人材の確保
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- d aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の 強化に係る連携

第23次地方制度調査会答申(H5.4) (抜粋1)

『広域連合及び中核市に関する答申』

第3 都市の規模能力に応じた事務移譲を含む都市制度のあり方に関する事項

1 中核市制度の創設の趣旨等

都道府県と市町村の機能分担については、都道府県は広域的地方公共団体として、市町村は基礎的地方公共団体として、それぞれ 責任を分ち、その機能を充分発展させていく必要がある。特に、住民に最も身近な地方公共団体である市町村には、できるだけ多くの事 務を配分し、住民の日常生活に必要な基礎的な行政に責任をもつ市町村の機能を一層充実させていくことが、今後の重要な課題である。

ところで、都道府県と市町村の事務配分については、現行制度においても、地方自治法に基づく指定都市の制度をはじめ、個別の法令において、一定の規模等を有する市町村に対し、事務配分の特例を認めるものがあるが、概していえば、画一的な事務配分が指向されてきたといえよう。しかしながら、市町村の規模、能力、態様は千差万別であること及び地域的な発展の状況も様々であることを考慮すれば、市町村の規模能力に応じた事務配分を進めていくことが適当であると考える。

このような観点から、社会的実態としての規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するため、以下のような内容を有する中核市の制度を創設することが適当である。

なお、中核市制度を実行あらしめるためには、都道府県の理解と協力が必要であり、その積極的な対応を期待するものである。

2 中核市制度の基本的事項

- (2)事務配分等の特例
- ア <u>現在、特例として指定都市に移譲されている事務の中から、中核市において処理することが適当でないと思われる事務を除外し、そ</u> **の他を移譲する**。この場合、除外する事務としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 広域性がある事務(指定区間外の国道・県道の管理に係る事務、県費負担教職員の任命等)
 - ② 事務量からみて施設を設置して行うことが非効率である事務(児童相談所の設置と同所の業務に係る事務等)
 - ③ 法の適用される地域が大都市圏域などに限定されている事務(歴史的風土特別保存地区における行為の許可、工場等制限区域内における制限施設の新設等の許可)
- イ 移譲する事務は、一括して移譲する。
- ウ 関連行政の広がりを考慮して、中核市は保健所を設置し、個別法により保健所設置市の長等に移譲されている事務を処理する。
- エ略
- オ 移譲される事務に関して、周辺地域に係る行政又は都道府県の行政との調整を図るため、都道府県知事に、所要の調整権限を認める。

第23次地方制度調査会答申(H5.4) (抜粋②)

『広域連合及び中核市に関する答申』

- 第3 都市の規模能力に応じた事務移譲を含む都市制度のあり方に関する事項
- 2 中核市制度の基本的事項
 - (3) 周辺市町村及び都道府県との関係

周辺市町村の区域に関し都道府県に残る事務については、一体的な行政運営の必要に配慮し、周辺市町村の移行を尊重しつつ、必要に応じ、県から中核市に委託すること、又は、都道府県(知事)から周辺市町村(長)に委託又は委任し、中核市を含めて共同処理を行うことができることとする。

(4)・(5) 略

3 中核市制度と事務移譲の推進

中核市制度は都道府県と市町村の間の事務配分に係る制度であるが、<u>都道府県と市町村の事務配分のあり方</u>は、国と地方の事務配分を見直し、国から地方への権限移譲等を推進するという大きな枠組の中に位置づけられるべきものであることは、いうまでもない。それが全体として達成されてこそ、都道府県もまた広域的地方公共団体としての機能を充分に発揮することが可能となり、<u>都道府県と市町村が、ともに地域における行政主体として、相互の緊密な協同関係のもとに、望ましい地方行政が展開されることになる</u>。

したがって、「答申に当たっての基本的考え方」でも述べたように、現在、国の事務とされているものについては、これまでの答申の趣旨に沿って都道府県への移譲を速やかに実現するとともに、現在、都道府県の事務とされているもの及び今後国から都道府県に移譲されることになる事務についても、規模能力に応じた事務移譲という観点に留意しつつ、可能な限り、指定都市又は中核市に移譲する方向で検討することが必要である。

市町村における在宅医療・介護連携

- ① 病院の入退院時における医療介護連携
- ・複数市町村にまたがる医療介護連携

例えば広域的な医療を担っている病院の入退院時における医療介護連携の場合、複数市町村にまたがる広域的な医療介護連携の取組が求められる。

・入退院に関わる病院等職員と介護支援専門員等との連携

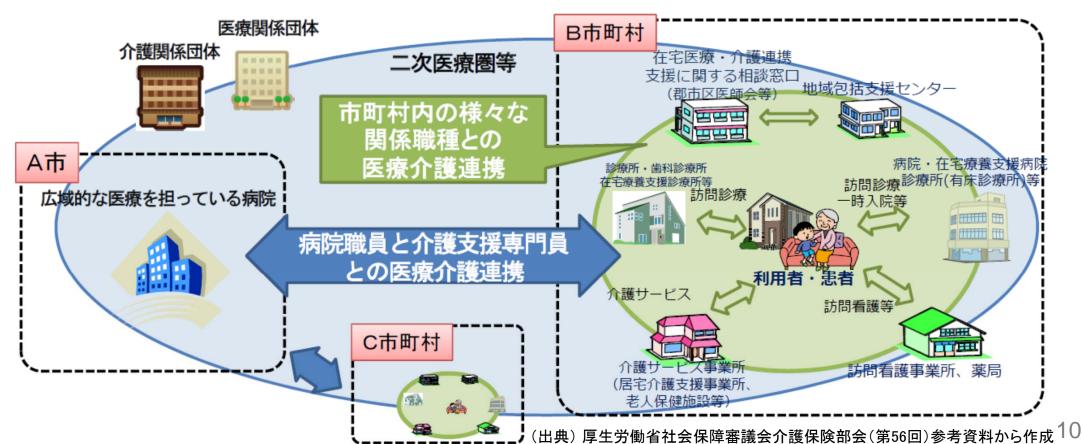
退院支援を担う病院等職員(病棟看護師や地域連携室のMSW等)と在宅介護サービスの調整を担う介護支援専門員等との連携が求められる。

- ② 市町村における在宅医療・介護連携
- ・市町村(保険者)内の在宅医療と介護の連携

在宅療養に直接関わる関係者の連携の促進が目的であり、市町村内の医療介護連携の取組が求められる。

・在宅療養に関わる様々な医療介護関係職種との連携

在宅医療を担う医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、在宅介護を担う介護支援専門員、介護福祉 士、社会福祉士、さらには地域包括支援センター、市町村職員など、様々な関係職種との連携が求められる。



在宅医療・介護連携推進事業の取組事例

福井県の取組事例

- 〇広域での情報共有や連携をサポートするため、全県単位での検討会を設置するとともに、保健所単位で地域医療連携体制協議会 を活用した広域連携の調整支援を実施
- 〇全ての市町で、在宅医療・介護の連携強化を図るコーディネーター(保健師または看護師)を配置し、医師会等の関係機関と連携し て、地域の実情に応じた在宅ケア体制整備を実施。あわせて、コーディネーター対象の研修会を実施し、体制整備の要点を伝達。
- ①各市町への個別訪問を実施。先行事例の資料提供や診療報酬改定等の国動向を伝達 〇その他の市町村支援として、
 - ②地域毎の在宅医療の提供状況等の各種データの提供
 - ③広域連携にかかる取組は県が集中支援



福井県17市町 平均実施数5.6個(47都道府県中最も多い実施数)

地 域連携

広

域連携支援

市 村

市町村・健康福祉センター(保健 所)の連携による体制整備

保 健 所 地域医療連携協議会

圏域別退院支援ルール合同協議

全

在宅医療体制検討部会 福井県「退院支援ルール」検討会

退院支援ルールの作成にあたり、県下全ての保 同協議を実施。県全域で適用するルールとする ため、圏域の代表者による検討会を設置

福井県における医療介護連携に係る会議等



立地適正化計画の作成状況

- 407都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(平成30年3月31日時点)
- このうち、161都市が平成30年5月1日までに計画を作成·公表。

秋田県

秋田市

横手市

牛久市

つくば市

守谷市

秩父市

本庄市

東松山市

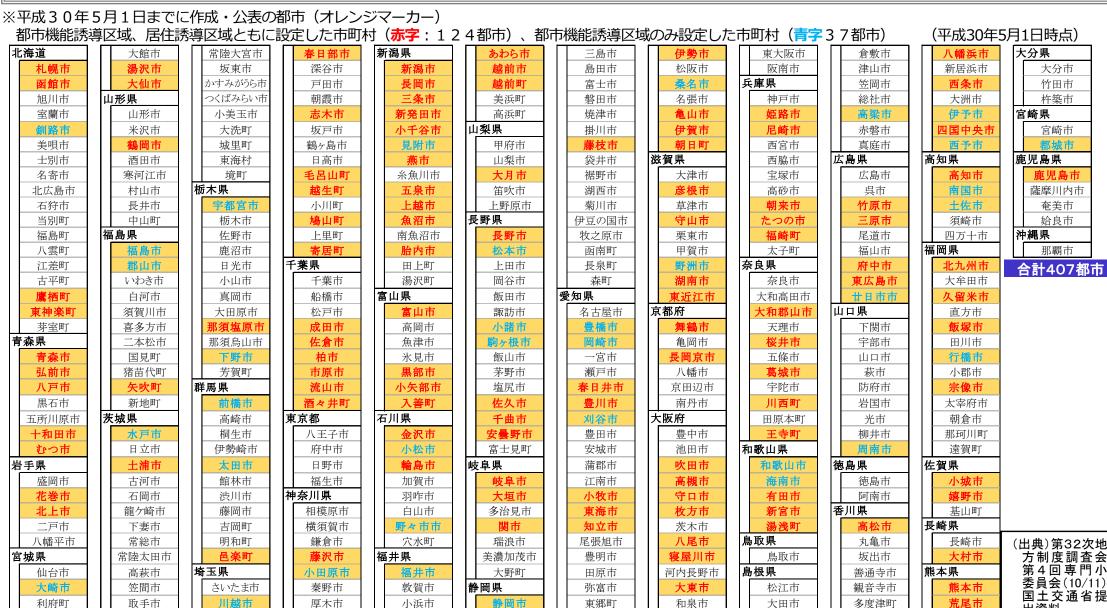
大和市

伊勢原市

海老名市

大野市

勝山市



三重県

津市

四日市市

箕面市

門真市

髙石市

浜松市

沼津市

熱海市

(出典)第32次地 方制度調査会 第4回専門小 委員会(10/11) 国土交通省提 出資料

玉名市

菊池市

合志市

愛媛県

松山市

宇和島市

江津市

岡山県

12

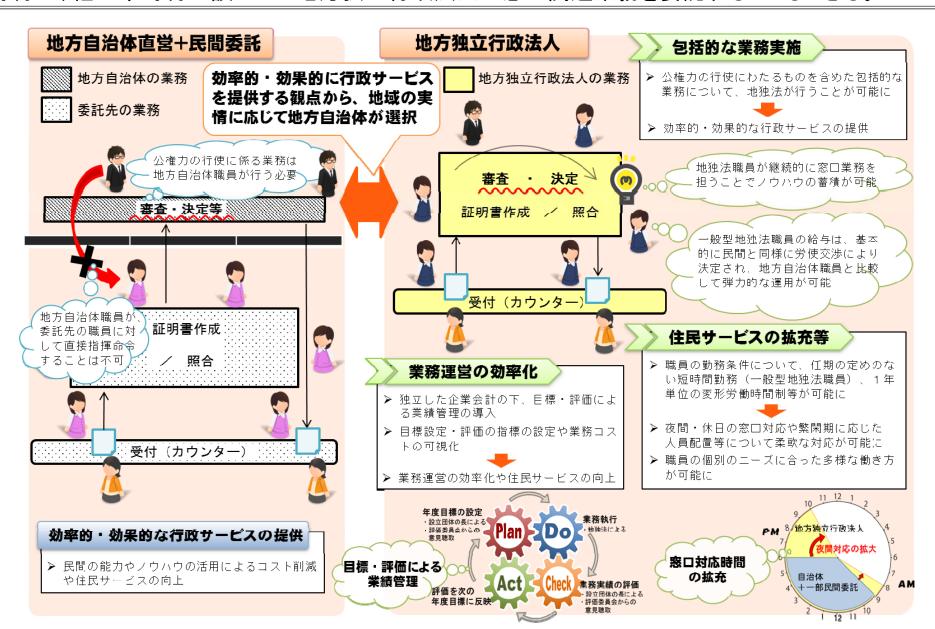
地域公共交通網形成計画 策定状況

○ 改正地域公共交通活性化再生法の施行(2014年11月)以降、2018年8月末までに、427件の地域公共交 通網形成計画が策定され、24件の地域公共交通再編実施計画が国土交通大臣により認定

北海道	函館市	宮城県	大崎市	栃木県	真岡市	新潟県	柏崎市	岐阜県	岐阜市	三重県	津市	島根県	島根県・松江市・	高知県	高知市	熊本県	熊本市·嘉島町	
	深川市	L ////	栗原市	102-1-214	大田原市	1011110011	佐渡市	2 1 71	高山市		四日市市	- 127	出雲市	1-27-117	宿毛市	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	八代市	
	岩見沢市		石巻市		鹿沼市		上越市		恵那市・中津川市		伊勢市		(一畑電車沿線地域)		田野町		水俣市	
	千歳市		白石市		日光市		魚沼市		羽島市		松阪市		江津市		佐川町		合志市	
	釧路市		気仙沼市		宇都宮市·芳賀町		長岡市		美濃加茂市		伊賀市		松江市		津野町		人吉市	
	美唄市		東松島市		佐野市		阿賀野市		土岐市		名張市		大田市	徳島県	小松島市		荒尾市	
	帯広市		山元町		那須塩原市		糸魚川市		各務原市		尾鷲市				阿波市		上天草市	
	紋別市		松島町		那須塩原市、大田原		新発田市		関市		鳥羽市	島根県	県、江津市、川本町、美郷町、邑		つるぎ町		天草市	
	江別市		利府町		市、那須町、那珂川町		見附市		多治見市		亀山市	南町、	広島県、三次市、安芸高田市	福岡県	福岡市		大津町	
	北広島市	山形県	山形市		塩谷町		阿賀町		飛驒市		紀北町	(三江	[線沿線地域)		北九州市		美里町	
	岩内町		酒田市		益子町	富山県	高岡市		海津市	和歌山県	橋本市				久留米市		和水町	
	白糠町		鶴岡市		那須町		黒部市		山県市	京都府	木津川市	岡山県			中間市		水上村	
	白老町		長井市・南陽市・川西		茂木町		富山市		大垣市・桑名市・海津 市・養老町・神戸町・揖		福知山市		高梁市		筑紫野市		人吉市·錦町·多良木町·	
	仁木町		町·白鷹町		上三川町		魚津市		要川町・池田町		京都府・綾部市・南丹市・		瀬戸内市		行橋市		湯前町·水上村·相良村·	
	安平町		新庄市	群馬県	太田市		小矢部市		(養老線沿線地域)		京丹波町		玉野市		朝倉市		五木村・山江村・球磨村 あさぎり町	
	斜里町		小国町		前橋市		高岡市・氷見市・砺波市・		郡上市		(JR山陰本線沿線)		倉敷市		豊前市		0)CC 9 MJ	
	音更町	福島県	福島県・田村市・南相	埼玉県	熊谷市		南砺市 (城端·氷見線沿線地域)	静岡県	下田市		京都府・笠置町・和東町・		津山市		飯塚市		熊本県·南阿蘇村·高森町	
	当別町		馬市・川俣町・広野町・		春日部市				伊豆市		南山城村 (JR関西本線沿線)		真庭市		糸島市			
	厚岸町		楢葉町・富岡町・川内		上尾市		滑川市		御殿場市		(JK関四本線沿線)		久米南町		嘉麻市	大分県	大分県・中津市・宇佐市・	
	釧路町		村・大熊町・双葉町・浪		越谷市	石川県	七尾市		静岡県·沼津市(戸田		库里 短机小士 無賴士 克油		吉備中央町		宗像市		豊後高田市	
	せたな町		江町・葛尾村・飯館村・ 福島市・郡山市・いわき		入間市	長野県	松本市·山形村		地区)・下田市・伊豆		庫県・福知山市・舞鶴市・宮津 市・伊根町・与謝野町・豊岡市		和気町		柳川市		大分県・竹田市・豊後大野	
青森県	青森県		市・相馬市		草加市		飯田市·松川町·高森		市·南伊豆市·松崎町· 西伊豆町		失道沿線地域)		市(岡山県)		八女市		市・臼杵市	
	八戸市				三郷市		町·阿南町·阿智村·平 谷村·根羽村·下條村·						市(広島県)		みやま市		大分県·佐伯市·津久見市	
	弘前市		福島市		飯能市		売木村·天龍村·泰阜		湖西市	兵庫県	豊岡市	広島県			大牟田市		7 175 711 III III III II 71 7 1 7 1 7 1 7 1	
	三沢市		会津若松市		ときがわ町		村·喬木村·豊丘村·大		藤枝市		姫路市		三次市		岡垣町		大分県·大分市·別府市·	
	五所川原市		郡山市		小川町		鹿村		掛川市		神戸市		広島市		久山町		由布市	
	青森市		伊達市		鳩山町		上田市		*****		加古川市		東広島市		那珂川町		別府市	
	むつ市、大間町、東通		南相馬市		吉見町		佐久市		静岡県・沼津市・熱海 市・三島市・伊東市・伊		加東市		廿日市市		芦屋町		大分市	
	村、風間浦村、佐井村		喜多方市		寄居町		小諸市		豆の国市・函南町・東		たつの市		江田島市		遠賀町		杵築市	
	十和田市		白河市		川島町		駒ヶ根市		伊豆町·河津町		小野市		尾道市	佐賀県	佐賀県		中津市	
	鰺ヶ沢町		棚倉町		東秩父村		長野市				三木市・小野市・神戸市		安芸高田市	-	佐賀県·唐津市·玄海町		臼杵市	
	七戸町		石川町	千葉県	東金市		箕輪町		焼津市				北広島町		伊万里市		豊後大野市	
岩手県	八幡平市		楢葉町		鴨川市		信濃町		牧之原市		洲本市、淡路市、南あわじ		坂町		鹿島市		竹田市	
	釜石市		塙町		君津市		木曽町		三島市		ф		大崎上島町		小城市		宇佐市	
	宮古市		西鄉村		八街市		中川村		小山町		加西市		安芸太田町		吉野ヶ里町		日田市	
	北上市	茨城県	水戸市		南房総市	1	高山村	愛知県	愛知県	豊橋市		福崎町		神石高原町		上峰町	1 1	由布市
	滝沢市		日立市		佐倉市		大桑村		岡崎市	滋賀県	彦根市・愛荘町・豊郷町・	山口県			太良町		九重町	
	花巻市		下妻市		大網白里市	福井県	福井市・大野市・勝山市・あ		一宮市		甲良町·多賀町		周南市	長崎県	佐世保市	宮崎県	宮崎県・日向市・門川町・	
	大船渡市		常陸太田市		白井市		わら市・坂井市・永平寺町		豊川市		甲賀市		光市		五島市		美郷町·諸塚村·椎葉村	
	岩手町		かすみがうら市		旭市		(えちぜん鉄道沿線地域)		日進市		長浜市		長門市		対馬市		- 4	
	大槌町		神栖市		木更津市				田原市	大阪府	河内長野市		美祢市		大村市		えびの市	
	矢巾町		行方市		富津市		福井市·鯖江市·越前		弥富市		岸和田市		山陽小野田市		松浦市		都城市	
秋田県	秋田市		牛久市		長南町		市·越前町 (福井鉄道沿線地域)		清須市	+	貝塚市		下松市		長崎県・諫早市・雲仙市・ 島原市・南島原市		小林市	
	湯沢市		稲敷市		大多喜町				長久手市	奈良県	奈良県下全39市町村		下関市				門川町	
	鹿角市		土浦市	東京都	東京都・中央区・港区・ 江東区		鯖江市		豊田市		宇陀市		防府市		壱岐市	鹿児島県	薩摩川内市	
	由利本荘市		龍ケ崎市				福井市・鯖江市・越前		蒲郡市		五條市		山口市		新上五島町		鹿屋市	
	大仙市		潮来市	Li de com	多摩市		市·越前町·池田町·南 越前町		東海市		広陵町		岩国市				日置市	
	仙北市		つくば市	神奈川県			A2017-1		西尾市	鳥取県	鳥取県·米子市·境港市・	香川県	·				始良市	
	にかほ市		鹿嶋市		海老名市				新城市		日吉津村·大山町·南部 町·伯耆町·日南町·日野		小豆島町·土庄町				南さつま市	
	北秋田市		桜川市		大和市				豊明市		町・江府町	愛媛男					鹿児島市	
	潟上市		筑西市		真鶴町 湯河原町				小牧市				東温市				霧島市	
	大館市 五城目町		高萩市 ひたちなか市	山梨県	湯河原町 甲州市				半田市 安城市		鳥取県・鳥取市・岩美町・		西予市 大洲市				奄美市 和泊町・知名町	
	<u> </u>		常陸大宮市	山梁県	北杜市				東郷町		若桜町・智頭町・八頭町		新居浜市				和旧町・知名町	
	美郷町		つくばみらい市		上野原市				豊山町		鳥取県·倉吉市·琴浦町、		愛南町			沖縄県	南城市	
	五城目町、八郎潟町、		守谷市				_		武豊町		北栄町、湯梨浜町、三朝		鬼北町				沖縄市	
	大潟村		五霞町		再編実施計画	につい	1T,		南知多町		町							
			城里町		・既に認定を				東浦町				(山曲) 每	330 A	地方制度調査会	笋/同草	明小禾吕仝	
			大子町						飛島村								ナロリンタリス	
			東海村		策定意向の	める回]体 :黄 /		設楽町·東栄町・ 豊根村				[(10/11)	国土交通省提出	貸料		
				_					- 豆(以で)									

地方独立行政法人による窓口関連事務の実施

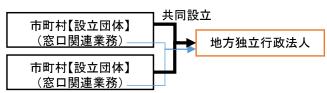
- 〇 平成30年(2018年)4月から、地方独立行政法人に窓口関連業務を行えるように法律改正を実施。民間委託ができない「公権力の行使」にわたる事務(一部)を含め、一連の事務を実施することが可能になる。
- 〇 市町村は、他の市町村が設立した地方独立行政法人に窓口関連業務を委託することもできる。



複数市町村による地方独立行政法人の共同活用の新たな仕組み

改正前の制度と課題

○ 複数の地方公共団体が設立団体として地方独立行政法人を「共 同設立し、活用することは可能。

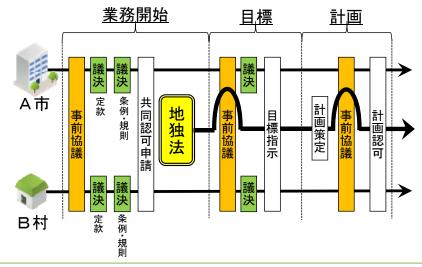


○ しかしながら、設立団体間の事前協議が煩雑であり、また、ガバナ ンスが複雑化する等の課題。

(設立時に共同認可申請が必要、設立後も理事長・監事の任命、中期目標 作成、中期計画認可等を設立団体の長が協議して定める必要)

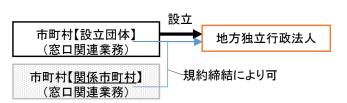
→ 活用事例は5件にとどまる(平成30年4月1日現在)。

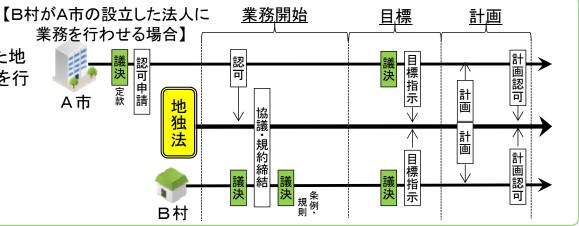
【A市·B村の共同設立の場合】



改正内容

○ 市町村は、自ら設立しなくても、連携中枢都市等が設立した地 方独立行政法人と規約を締結することにより、窓口関連業務を行 わせることを可能とする新たな共同活用の仕組みを整備。





効果

- 市町村は単独では業務量が少ないため外部資源の活用が困難であっても、連携中枢都市等が設立した法人を活用することが容易になる。
- 地方独立行政法人にとっても、複数市町村の窓口業務を容易に受けられるようになることによって、適切な業務量を確保し、業務の効率化を 図ることが可能になる。
- 複数市町村の窓口業務を一括して地方独立行政法人が行うことによって、事務フローの標準化、クラウドの活用等、業務改革が進む契機とな る。

15